

比治山大学と広島国際大学との協力と連携に関する包括協定書

比治山大学と広島国際大学とは、教育研究活動の相互の協力と連携について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、両者が協力と連携をすることにより、相互の教育研究活動の推進、地域社会の発展、人材の育成に寄与することを目的とする。

(協力と連携)

第2条 両者は、上記の目的を達成するために、次の事項に関して相互に協力と連携をする。

- (1) 教育研究に関すること
- (2) 学生の支援に関すること
- (3) 社会貢献に関すること
- (4) その他、両者が本協定の目的を達成するために必要な事項

(覚書の作成)

第3条 両者は、上記の事項を実施するために、本協定に基づく個別の覚書等を作成締結する

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、2012（平成24）年4月1日から2013（平成25）年3月31日とし、両者から特段の申し出がない限り自動的に1年ごとに継続更新するものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めるもののほか必要な事項は、両者協議のうえ、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各1通を保有する。

2012（平成24）年3月8日

広島市東区牛田新町4丁目1-1
比治山大学
比治山大学短期大学部

東広島市黒瀬学園台555-36
広島国際大学

学長
高橋 超

学長
秋山 實利